

令和元年5月7日現在

機関番号：12611

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06680

研究課題名（和文）女性の働き方と租税政策の変化に関する比較分析

研究課題名（英文）A comparative analysis of changing work styles of women and tax policies

研究代表者

豊福 実紀（Toyofuku, Miki）

お茶の水女子大学・基幹研究院・助教

研究者番号：30631725

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、なぜ日本において女性の就労に対する税制上の「壁」がもたらされたのかを探るものであり、性別役割分業意識だけでなく、政党と給与所得者との関係が、税制ひいては女性の働き方に影響を及ぼす可能性を指摘した。労働組合を支持基盤としたスウェーデンの社民党政権と異なり、自民党政権は給与所得者の支持を獲得すべく野党と競い合い、アドホックで断片的な減税を重ねたことが、「壁」の形成と拡大につながった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

女性の働き方に対して中立でない日本の配偶者控除制度は、しばしば専業主婦世帯を優遇するもの、自民党の保守的な性別役割分業意識に根差したものとして理解されてきた。これに対して本研究は、この制度が、自民党による利益分配のもとで受益者を変えながら拡充されてきたこと、女性の働き方に中立的な税制に移行したスウェーデンの事例とは政権党のアイデアだけでなく支持構造が異なることなどを明らかにし、この制度の改廃をめぐる議論に貢献するものである。また制度論において、制度が常に特定の社会集団・価値観と結びついているとは限らず、変化してこそ存続する可能性を示唆するものである。

研究成果の概要（英文）：This study explored the reasons why the tax barrier against married women's labor force participation was created in Japan. It pointed out the possibility that not only the conservative views on gender roles but the relationship between parties and salaried workers affect tax systems and therefore influence women's work styles. Unlike the SAP government in Sweden which was stably associated with labor unions, the LDP government in Japan was competing with opposition parties to gain support from salaried workers and repeated ad hoc and fragmented tax cuts, which led to the creation and expansion of the tax barrier.

研究分野：政治学

キーワード：比較政治 日本政治 政治過程 政党 税 配偶者控除 女性 働き方

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本の税制・年金制度は、女性の働き方に対して中立ではない。とりわけ「100万円の壁」などと呼ばれる所得税の配偶者控除制度は、先行研究によると、専業主婦に有利で、既婚女性の就労を抑制する効果をもち、専業主婦が多かった高度成長期に政権の座にあった自民党の保守的な性別役割分業意識の影響を受けつつ導入されたものとされていた。

これに対し研究代表者は、本研究に先立つ戦後日本の租税政策研究を通じて、配偶者控除制度はサラリーマン減税の一環として拡充されたこと、そこでは自民党よりもむしろ野党が配偶者控除制度の大幅な拡充を主張していたことを指摘した。また日本における女性の就業率の上昇は、配偶者控除制度の縮減ではなく、むしろ配偶者の収入がより多いケースにまで対象を広げるという制度の拡充につながったことを示した。つまり配偶者控除制度は、先行研究が想定するように、必ずしも「専業主婦のためのもの・自民党の性別役割分業意識に即したものとして導入された」というわけではなく、「専業主婦が減ってもそのまま存続した結果として現状とのミスマッチが生じた」というわけでもない。

研究開始当初、配偶者控除制度は女性の就業率が高まった現状にそぐわないなどの観点から、改廃が論じられていたが、そもそもこの制度がどのようにもたらされたのかについては未解明な部分が多いままだった。

2. 研究の目的

多くの先進国において、女性就業率の上昇に伴って税制が変化し、女性の就労に中立的な税制への移行が生じた。これに対して日本では、高度成長期にも1980年代にも配偶者控除制度が拡充された。さらに2017年度税制改正では、配偶者控除制度の改廃が議論されたにもかかわらず、「103万円の壁」から「150万円の壁」への制度変更がなされる結果となった。なぜ日本では、女性の就業率の上昇にもかかわらず、女性の就労抑制的な配偶者控除制度が拡充されてきたのか。その要因を探ることが本研究の目的であった。

3. 研究の方法

日本で女性の就労抑制的な配偶者控除制度が拡充された要因を探るため、第一に、日本で配偶者控除制度が導入された1961年度税制改正から2017年度税制改正に至るまでの政治過程分析を行った。第二に、OECD諸国のケース、とくにスウェーデンのケースとの比較分析を行った。スウェーデンを取り上げたのは、日本と同様に長期単独政権のもとで女性就業率が上昇したとき、日本とは対照的に、税制は女性の働き方に中立的なものへと変化したためである。

初年度にあたる2017年度には、主に日本の配偶者控除制度を中心とする所得税制の変化と、OECD諸国の所得税制の展開についての調査・研究を行った。

最終年度にあたる2018年度には、日本の事例について政治過程分析を進めるとともに、比較対象をスウェーデンに絞り、スウェーデンの1970年代の税制改革と1990年代の税制改革を軸に、調査を進めた。とりわけ女性の就労に対するインパクトの大きかった、1971年税制改革における所得税の個人単位課税への移行のケースに注目し、現地でのインタビュー調査などを踏まえて、日本の事例との比較分析を行った。

4. 研究成果

(1) 日本の政治過程分析による成果

日本の配偶者控除制度の導入時から2017年度税制改正に至るまでの政治過程分析を通じて、以下のような知見が得られた。

配偶者控除制度は、常に専業主婦世帯のための制度であったわけではなく、他の制度の影響を受けながら変容してきた。すなわち、導入時には給与所得者世帯だけでなく農・自営業者世帯も受益者だったが、農・自営業者世帯のための別の控除などが拡充された結果、農・自営業者世帯における配偶者控除の受益者は減少し、給与所得者世帯のうち専業主婦世帯が主な受益者となった。その後、今度は給与所得者一般のための控除が拡充された結果、配偶者控除の受益者は給与所得者世帯のうち専業主婦世帯だけでなく共稼ぎ世帯(パート主婦世帯)にも広がった。その過程で配偶者控除は、女性の就労に対する「壁」としての性格を持つようになった。

これら各種控除などの拡充は、自民党による利益分配とみなしうるものだった。まず自民党は従来からの支持基盤である農・自営業者世帯向けの減税を推進し、その後、専業主婦世帯の増大、次いで共稼ぎ世帯の増大のもとで、これらの世帯向けの減税を主張する野党と競い合いながら、減税を推進した。

このように配偶者控除制度は、自民党による利益分配のもと、受益者を変えながら拡充されてきたことが明らかになった。このことは、世帯の構成比が変わり、自民党から民主党への政権交代が起きてもおお、配偶者控除制度が維持されたことを説明しうる。また制度論への貢献という点では、長期にわたり存続する制度が、常に特定の社会集団・価値観と結びついているとは限らず、変化してきたからこそ存続した可能性を示唆するものである。

(2) 日本とスウェーデンの比較分析による成果

女性の就業率の上昇とともに配偶者控除制度が拡充され、女性の就労に対する壁が形成された高度成長期・1980年代の日本の税制改正の事例と、女性の就業率の上昇とともに所得税が夫婦

単位課税から個人単位課税へと移行し、女性の就労に対する壁が取り除かれた 1970 年代のスウェーデンの税制改革の事例の比較分析を通じて、以下のような知見が得られた。

1970 年代のスウェーデンの税制改革の要因として、先行研究の中で強調されてきたのは、労働力不足と、ジェンダー平等意識の高まりである。前者については、国内の労働力が不足し外国からの労働力の受け入れは限定的だったため、女性労働力の活用が必要とされていたことが指摘されるが、これは高度成長期・1980 年代の日本の事例にもおおむねあてはまり、スウェーデンと日本の政策の差異を説明するものではない。後者については、フェミニズム運動や女性政治家の影響が日本の事例にはほとんど見られず、スウェーデンと日本の政策の差異を一定程度説明しうる。

ただし注目に値するのは、1970 年代のスウェーデンの税制改革が、労働組合からの要望を受けつつ、給与所得者世帯に対する包括的な所得税減税として実現したという点である。それは同じ所得税減税でありながら、農・自営業者世帯向けの減税を進めつつ、野党の主張に対抗して給与所得者世帯向けのアドホックで断片的な減税を重ねた日本の事例と著しい対照をなしている。

こうした税制改革の内容の差異は、政権党の支持構造が影響していることを強く示唆する。すなわち、労働組合を支持基盤とするスウェーデンの社民党が、給与所得者世帯に対する包括的な所得税減税を推進した結果、女性の就労に対する壁は取り除かれたが、労働組合を支持基盤とせず野党と給与所得者の支持獲得を競う日本の自民党は、アドホックで断片的な減税を推進した結果、意図せざる形で、女性の就労に対する壁が形成されたとの解釈が成り立つ。

このようにスウェーデンとの比較分析を通じて、日本で女性の就労抑制的な配偶者控除制度が拡充された要因として、ジェンダー平等意識の弱さ（あるいは性別役割分業意識の強さ）だけでなく、政権党の支持構造の要因が浮かび上がった。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

Junko Kato and Miki Toyofuku, The divergent paths of tax development during different waves of democratization, Japanese Journal of Political Science, Vol.19, No.3, 2018, 333-352. (査読有)
DOI:10.1017/S146810991800018X

〔学会発表〕(計 3 件)

Miki Toyofuku, Reinforcing barriers to married women's labor force participation: Japan's "womenomics" tax policy and its background, Workshop: Legal Change and Women's Economic Empowerment (Chr. Michelsen Institute), 2018.

豊福 実紀, 既婚女性の就労に対する税制の「壁」と利益分配政治, 日本公共政策学会 2018 年度研究大会, 2018 年 .

Miki Toyofuku, Female Labor Force Participation and Taxation in Japan and Sweden, IPSA 25th World Congress of Political Science, 2018.

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。